

# 近世社会解体期の「牢舎者」と「無宿」

——1811-12年、和歌山岡牢扶持米帳の分析——

“Rousya-mono” and “Musyuku” during the Disintegration Period of the Early Modern Society

——Analysis about the Note of “Fuchimai” in the Wakayama-Oka Prison——

藤本 清二郎

Seijiro FUJIMOTO

(和歌山大学教育学部歴史学教室)

2013年10月4日受理

## はじめに

近世の紀州徳川藩では、牢屋の管理は町奉行所支配で、実際の業務をかかわった身分である牢番頭仲間が担った。先稿では、城下町和歌山に設置された岡牢屋の運営の仕組み等について、その始まりからの展開を概観した。<sup>(1)</sup> また一方、「牢舎者」=入牢者扶持のため作成された、19世紀の「牢舎者扶持仮手形控帳」・「牢舎名前出入帳」の記載から、入牢者の構成等の分析を試みた。その際使用した記録は文政11年(1828)以降の記録であったが、今回新たに「牢舎者御扶持方手形控帳」(京都大学法学研究科所蔵)の存在が確認され、その記録は文化9年(1812)のものであることが判明した。振り返って、牢番頭家文書には文化8年の「牢舎者御扶持方控帳」が所蔵されており、<sup>(3)</sup> 19世紀初め段階の入牢者の構成を分析できる見通しが立った。

ところで、入牢者を取り上げる意義は、近世社会の諸矛盾が社会の基底部で大きな変動を引き起こし、19世紀初めの頃を画期として幕藩体制が解体期に入るか<sup>(4)</sup>、社会の矛盾は政治・経済面のみならず、社会の多方面で種々の現象が表出する。刑罰制度と深く関わる牢屋制度とその対象者の動向にも反映しているものと推測される。本稿では入牢者の数の確定から、基礎的事実を確認し、入牢者の動向が持つ意味を探ろうとするものである。就中、入牢者に占める無宿(非体制的存在)の状況を正確に把握し、矛盾現象の動向を把握する量的指標としたい。

本稿では、上記に紹介した、二つの「扶持方手形控帳」を詳細に分析することを課題とする。

## 一 文化8・9年の牢舎者扶持米帳について

### (1)文化8年「牢舎者御扶持方控帳」

膨大な量の牢番頭家文書の内に、「文化八年未正月吉日 牢舎者御扶持方控帳 釘貫専左衛門」という表紙の縦帳(表紙・裏表紙とも41丁)が1冊所蔵されている。<sup>(5)</sup> 冒頭の一部を例示すると次のようである。

(A)一	有田山ノ保田西原村牢腐	栄蔵
一	湊紺屋町式丁目喜右衛門支配之かしや ニ罷有候浪人文左衛門義絶倅無宿	無 全蔵
	「八月十八日朝迄牢扶持給ル 九月分壺斗五升引」	
一	元海士郡延時村百姓常右衛門 倅追放立帰り無宿	同 安太郎

第1項の栄蔵は「牢腐」つまり永牢処分をうけたもので、この帳が記載される正月から一二月まで扶持米が支給されたことを示している(次掲の文化9年も年中の扶持が与えられている)。肩書記載に見られる同人の出身は「有田郡山ノ保田西原村」である。

第3項の安太郎は文化8年正月段階では牢持米を支給されていたが、同年8月18日の昼頃に出牢したので、牢扶持は朝食までであった。「」内は帳面作成時(正月)より後に小さな文字で追筆された追記である。<sup>(6)</sup> 名前に付された合点は8月で扶持米支給が終了したことを示す記載である。安太郎は海士郡延時村常右衛門の倅で、一度追放処分を受け、その後(城下へ)「立帰」り、捕縛され、入牢された者であることがわかる。現在は人別帳から除外された「同」=「無」(無宿)である。

第2項の全蔵は正月から一年間入牢し、牢扶持を支給された。長い肩書記載によると、全蔵は城下湊紺屋町の借屋に住む浪人文左衛門の倅で、すでに義絶(親子の縁切)され無宿となった者である。「無」は無宿を意味している。これは牢扶持米がいずれの米蔵(財源)から出費されるかに関わり、牢舎者を管理し、帳を作成した牢番頭専左衛門が「有宿」「無宿」の違いを区別認識するため、人名を記し、帳をいったん作成した後に、人数把握のため意識的・目的的に記したものである。

同帳の前半9丁には上記に紹介した合計76人の記事が記されており、その後16丁には以下のような御扶持米請取状(仮手形)が書写されている。

(B)	請取申米之事	男老入ニ付五合ツ、
	米合式石壺斗七升五合也	女老入ニ付式合五勺ツ、

無宿 植之丞 安太郎 金藏 豊七 浅七  
 宿持 とミの 菊五郎  
 栄藏 万藏 要藏 幸八 伊助  
 茂兵へ 伊兵衛 利助

右者牢舎者拾五人分、①当未閏二月分爲牢扶持受  
 取申候、②重而月末ニ本手形認差上可申候、以上、  
 未二月 甚之丞印  
 専左衛門印

植嶋立左衛門様  
 藤田丈右衛門様

これは牢番頭の甚之丞・専左衛門から伝法御藏奉行  
 の植嶋<sup>(7)</sup>・藤田へ提出した請取状を写し、控えたもので  
 ある。本文の米2石余は、無宿七人(内1人女)・宿持  
 8人の閏2月分の牢扶持米高である。男は1日5合、  
 女は2合5勺、閏2月は大の月(30日)で積算した数字  
 である。下線部①のように2月に翌月分の申請をして、  
 仮支給がされる。此は仮手形である。下線部②のよう  
 に閏2月末に実支給高を精算して、本手形が提出され  
 る仕組みである。

また最後の17丁(内2丁は牢番給請取)には以下のよ  
 うな御扶持米請取状(本手形)が書き写されている。

(C) 請取申御扶持方之事

一米壺升式合五勺 六太郎  
 右ハ未九月朔日朝方同三日朝迄  
 日数二日半分、但シ一日ニ付五合ツ、  
 一右同断 吉兵衛  
 一米壺斗三升五合 元良  
 右者未九月四日朝方同晦日夕迄  
 日数廿七日分、但シ一日ニ付五合ツ、  
 一米壺斗五升 栄藏  
 右者未九月朔日朝方同晦日夕迄  
 日数三十日分、但シ一日ニ付五合ツ、  
 幸八 長之助 長藏 十次郎 万藏 要藏  
 袖助 徳藏  
 右八人栄藏と右同断、

六太郎は9月の1日～3日、(新矢)元良は9月4日  
 ～晦日、栄藏は9月中毎日の牢扶持を支給された。す  
 なわち、牢扶持を支給される期間入牢していたことが  
 わかる。

ちなみに、次の扶持米請取状(牢401)は上記の本手形  
 (控)である(一紙が綴られて保管された)。

(D) 請取申御扶持方之事

一米壺斗五升 栄藏  
 右者未閏二月朔日朝方同晦日夕迄  
 日数三十日分、但シ一日ニ付五合ツ、  
 未閏二月 (牢番頭) 甚之丞  
 専左衛門  
 植嶋立左衛門様

藤田丈右衛門様

(E) 請取申御扶持方之事

一米壺斗三升五合 新矢元良  
 右ハ未九月四日朝方同晦日夕迄  
 日数廿七日分、但シ一日ニ付五合ツ、  
 未九月 (以下同文略)

前者(D)は「牢腐」栄藏に関する手形で、実際に1斗  
 5升(閏2月の30日分)を支給したことを報告したもの  
 である。後者(E)は9月4日に入牢した奥坊主新矢元  
 良の場合である。

以上のように、文化8年の「牢舎者御扶持方控帳」  
 はi)入牢者人名書き出し、ii)仮手形写し、iii)本手形  
 写しで構成されていた。

(2)文化9年「牢舎者御扶持方手形控帳」

京都大学法学研究科所蔵の本史料は、全65丁(表紙・  
 裏表紙とも)の縦帳で、表紙には「牢舎者御扶持方手形  
 控帳 釘貫専左衛門」とある。実際は3冊を綴じ合わ  
 せたものであることに注意する必要がある(以下に述  
 べる)<sup>(8)</sup>。

表紙に記された「釘貫専左衛門」が牢番頭仲間の一  
 員であることはいままでのない。残念ながら表紙には  
 年代表記が無い。本書の第1冊目に記された干支は  
 「申」であり、第2冊目には「酉十月」とある<sup>(9)</sup>。第1  
 冊目は、その本文中に「御与力 久田幸之右衛門様・野  
 中専右衛門様<sup>(左カ)</sup>・林勘右衛門様・今井六郎兵衛様・西村  
 専助様・吉川弁七郎様」と記された箇所があるが、「御  
 与力」はいままでのなく町奉行所与力であり、これに  
 注目すると、申は文化9年(1812)と推定することがで  
 きる<sup>(10)</sup>。

また次に見るように書き出された入牢者の人名、記載  
 順序は文化8年の「牢舎者御扶持方控帳」とほぼ一致し  
 ており、両史料の密接な関連性、連続性を見いだすこ  
 とができる。さらに本史料の表紙「牢舎者御扶持方手形  
 控帳 釘貫専左衛門」の筆跡と前出の表紙「文化八年未正  
 月吉日 牢舎者御扶持方控帳 釘貫専左衛門」の筆跡と  
 は酷似している。以上のことから、本史料第一冊目の作  
 成年代は文化9年と推定することが出来る。

さて、この2つの記録は題名からしても同種類の連  
 続する記録と推測されるが、文化9年の帳は、帳の初  
 め10丁が牢舎者人名書き出しで、(与力等の書き出しが  
 1丁)次の11丁が仮手形写し、後ろの16丁が本手形写し  
 である。

人名書き出しの冒頭は次のようである。

一 有田郡山ノ保田西原村牢舎無宿 栄藏  
 「六月廿七日朝迄」  
 一 湊こん屋町式丁目喜右衛門支配之借屋 全藏  
 ニ罷在候浪人文左衛門義絶之伴無宿

「五月十九日夕迄御扶持方給」

一 元那賀郡粉川村罷在候勤兵衛伴無宿 豊七  
栄蔵・全蔵は前述の人物で、この12月から継続して  
入牢していることがわかる。豊七は文化8年記録では  
初めから5人目に記されていたが、3番目・4番目の  
者が出牢のため記載順序が繰り上がっている。全蔵・  
豊七はそれぞれこの年の6月27日、5月19日に出牢し  
ていることが「 」内の追記により判明する。

仮手形に関する事例を見ておこう。

(F) 請取申米之事

米合六斗七升七合五勺也

宿持市蔵 文蔵 吉右衛門 善蔵 松右衛門  
無宿左門

右ハ牢舎之者六人分当申二月分爲牢扶持受取  
申候、重而月末二本手形認差上可申候以上、  
申二月

(G) 請取申御扶持方之事

米合五斗八升也但シ四人分

右ハ当申三月爲御扶持方受取申所実正也、仍  
而如件、

申二月

甚之丞印

千左衛門印

植嶋立左衛門様

秋月藤九郎様

(H) 請取申米之事

米合六石三斗八升也

男老入ニ五合ツ、  
女老入ニ貳合五勺ツ、

菊五郎 全蔵 豊七 定七 新蔵 ○岩吉  
十次郎 (中略) 左門 長七」 「長之助

○長蔵 ○万蔵 袖助 徳蔵 才次郎 (中略)  
松右衛門 和助

右ハ牢舎之者共四拾五人分当申三月分爲牢扶  
持受取申候重而月末二本手形認差上可申候、  
以上、

申二月

牢番頭 甚之丞印

千左衛門印

植嶋立左衛門様

秋月藤九郎様

※ 「」(カギカッコとじ)は改行を示す。

(F)(G)(H)は連続して記されており、いずれも文化  
9年2月に扶持米を申請したものであるが、(F)は正  
月に事前申請した人数の外、入牢者が4人増加したた  
め、追加申請した仮手形である。(G)(H)は翌月3月の  
扶持米を申請した仮手形であり、当月の月末に精算さ  
れる。

(F)では入牢者が「宿持」「無宿」に明確に区分され  
ていることを知りうる。(H)ではその区別は明記され

ていないが、以前が無宿、以降が宿持と当事者は理解  
した上で記載している。(H)のように45人を一括しつ  
つ、人別を対応させて扶持米を申請していることがわ  
かる。ちなみに、(F)では宛名・差出人が転写の際に省  
略されたものと見られる。手形は三通作成されたと理  
解される。

ついで本手形の事例を見ておこう。

(I) 請取申御扶持方之事

一米貳石七斗

栄蔵 全蔵 定七 十次郎 半次郎

玉垣宮内 左門 四宮長七 (10人中略)

右者申七月朔日朝5同晦日夕迄

日数三十日分但シ一日ニ付五合ツ、

一同五升七合五勺

善次

右者申七月朔日朝5同十二日朝迄

日数十一日半分但シ一日ニ付五合ツ、

(二項目、二人分中略)

①惣米合式石七斗七升五合也

②惣日数合五百五拾五日也

(五項目、五人分中略)

一同壹斗四升七合五勺

市右衛門

右者申七月朔日夕5同晦日夕迄

日数廿九日半分但シ一日ニ付五合ツ、

これは文化9年7月中に支給された扶持米を精算し  
た本手形の写しである。下線部①はその右記載部分の  
扶持米合計で、下線部②は同じくそれに該当する入牢  
延べ日数である。善次は7月の朔日～12日朝、市右衛  
門は朔日夕～晦日夕という実際数字が積算されている。

以上のように、文化8年の「牢舎者御扶持方控帳」  
と同9年の「牢舎者御扶持方手形控帳」は同種の連続  
した記録であることが確実である。

## 二 「牢舎者」の分析—出身と宿—

### (1) 入牢者数、在牢の期間

第1表は文化8年正月から文化9年12月までの間、  
入牢し、牢扶持を支給された月に●印を付し(出牢の月  
は▽に日を添えた)、一覧表にしたものである<sup>(11)</sup>。両帳の  
記事を精査して、同一人物等のだぶりを整理し、記録  
が欠けている場合も、前後の月の記載から入牢を推測  
した。

この表の右欄「月数」は、足掛け計算で在牢の期間  
を示したものであるが、その月数についてみておこう。  
合計107人の内、34番目の楠吉は名前が書き出されてい  
るものの、実体が不詳なので省き、合計106人につい  
ての平均在牢月数は7.5ヵ月である。ただし1番から16番  
までは文化8年正月以前から入牢していた可能性があ

り(前α)、また「α後」と右欄に注記した9例は文化10年正月以降も継続する可能性がある。したがって、集計した月数は実際よりも低い可能性がある。また上記の月数は、再入牢の場合を連続在牢したものとしてカウントしたが、これらを別の入牢として数えると、事例数は114となり、平均は7.1ヵ月となる。

入牢期間は、おおむね次のように整理できよう。i) 永牢(番号1)、ii) 1年以上の長期間(25例)、iii) 5ヵ月～1年未満(37例)、iv) 4ヵ月以下の短期間(43例)というように、全体としてみれば、1年以上は4分の1程度で、短期間の場合が多かった。入牢は吟味のための拘束であって、犯罪が軽いこと、累犯(立帰り等)が

多いことなど関係していると理解される。

また、それぞれ1ヵ月毎の入牢者数(月初め入牢者数を基準とする)は、最下部の行に斜体数字で示したように、10人代から50人の間を数字が動いている。平均では約30人である。文化8年初め頃は少ないが、文化8年10月から12月にかけてまとまった数の入牢が連続し、入牢者が増加した。10月には下屋敷方陸尺5人、11月に加太浦の4名(御水主であろう)、12月には岡領丁の5人を含む8人が一挙に入牢している。博奕での一斉捕縛などが考えられる。このように入牢者が増大し、50人を超える牢への収容は困難となる<sup>(12)</sup>。16・17・23は「新囲入」と記され、大牢でなく、新囲に入れられた。

第1表 19C.初め 入牢者一覧

番号	宿	人名	文化8年未												文化9年申												月数	継続α	備考(再入牢)
			正	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	正月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
1		栄藏	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	25	前α	後α		
2	×	全藏	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▽27			●	●	▽27	22	前α	再入牢(3)		
3	×	安太郎	●	●	●	●	●	●	●	▽18															9	前α			
4	×	槌之丞	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▽5										13	前α			
5	×	豊七	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▽19						18	前α			
6	×	浅七	●	●	●	▽26																			5	前α			
7	×	とみの	●	●	●	▽22																			4	前α			
8	×	菊五郎	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					20	前α			
9	○	万藏	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▽24							16	前α			
10	○	要藏	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					13	前α			
11	○	幸八	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					13	前α			
12	○	茂兵衛	●	●	●	▽7																			5	前α			
13	○	次助	●	●	●	▽7																			5	前α			
14	○	伊助	●	●	●	▽27																			6	前α			
15	○	伊兵衛	●	●	●	▽7																			5	前α			
16	×	清八	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					13	前α			
17	×	留八		●25	▽26																				2				
18	×	専藏	●18	●	●	●	●	●	▽23																7				
19	×	綱五郎	●18	●	●	●	●	●	●	▽3															10				
20	○	長藏	●19	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▽19							15				
21	×	岩吉	●19	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▽19							15				
22	○	長之助	●19	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▽19							15				
23	×	源之助	●19	●	▽29																				3				
24	×	元五郎	●28	●	▽26																				4				
25	○	六太郎	●7	●	●	●	●	●	●	▽3															8				
26	×	房松	●27	●	●	●	●	▽5																	6				
27	×	友藏	●晦	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▽28	●3	▽3								15		再入牢(3)		
28	×	善次(郎)			●10	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▽27	●晦	●	●	●	●	▽12	●	●	●	●	20	α後	再々入牢(12)	
29	×	親雅			●18	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	10				
30	○	重次郎			●18	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▽9							15				
31	×	定七			●23	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▽27		21				
32	×	次兵衛			●27	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▽28										11				
33	×	専藏			●10	●	▽22																		4				
34	○	楠吉																							?				
35	×	源之助				●2	▽22																		2				
36	○	袖助				●9	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▽2					15				
37	○	徳藏				●9	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					13				
38	×	半次郎				●10	●	●	●	●	●	●	●	●	●23	●	●	●	●	●	▽4				15		再入牢(8)		
39	×	惣次郎				●晦	●	●	●	●	●	●	●	●		●10	●	●	●	●	●	●	●	●	16	α後	再入牢(10)		
40	○	喜三郎				●晦	●	▽7																	3				
41		善次郎					28-▽29																		2				
42	×	全藏				●13	●	▽3																	3				
43	×	林藏				●24	●	●	●	●	●	●	●	●											6				
44	×	房松					●13	●	●	▽19				●23	●	●	●	●							9		再入牢(5)		
45	○	吉兵衛					●29	▽3																	2				



## (2) 「宿持」と「無宿」

さて、仮手形・本手形で入牢者を宿持(有宿)と無宿に区別していたことは前述の通りである。これらの記載を手掛かりに、入牢者の「宿」区別を第1表に書き込んだ。人名の左の○×はそれを示したものである。○は宿持(有宿)、×は無宿である。合計すると、宿持は49人、無宿は56人、不明が2人である。不明の内、「牢腐」の栄藏は文化8年段階では宿持として扱われているが、翌年正月からは無宿となっている。不明を除いた105人の内訳は宿持(○)47%に対し、無宿(×)53%で、無宿がやや多い。本来は存在しないはずの無宿という存在が徐々に拡大し、最早無視できない社会的存在となっていることがわかる。

ついで第2表を見よう。この表は、文化8年と文化9年の扶持方控帳に書き出された牢舎者の肩書を整理したものである。まず第4番目の欄の「元」について説明しよう。「元」記載が23例見られるが、これは冒頭の記載例(A)に「元海士郡延時村百姓常右衛門倅追放立帰無宿」とあるように、肩書の頭に「元」が記されている場合にこの欄に「元」を記入した。無宿者と

なる以前の出身地や親兄弟の係累の居所を示したものである。したがって、「元」は宿持には付されず、全て無宿の場合である。無宿者全てに記されていないが、記入漏れの場合、断らなくてもそのような認識があったので、一々書く必要がなかった場合などがある。いずれにしても無宿の入牢扶持を親兄弟等や村・町に請求しても負担しなかったから、無宿者の扶持米については藩庫負担となった。

同表最右欄には「追放立帰り」という記載が15例見られる。この記載がある入牢者は全て無宿の肩書のある人物に記されていることが判明する。何らかの事件で捕縛され、入牢吟味の上、追放処分の場合、初めは宿持(有宿)であったが、追放処分を受けたことで、無宿となり、また親・兄から「義絶」された。このような境遇の者が元の居所へ帰ることは禁止されていたが、生活の手段や家族、帰属集団(村・町等)への愛着から立ち戻り、捕縛され、入牢、吟味となった場合、肩書に「追放立帰り」と記されることとなる。「追放立帰り」と肩書に記される者は必然的に無宿である。

第2表 肩書記載一覧

番号	人名	宿	元	帰属集団・出身地、家族関係、処罰							
				町名	居所	郡名	村名	武家所属	身分(家長)	続柄	処罰
1	栄藏					有田郡	西原村		百姓		牢腐
2	全藏	×		湊紺屋町式丁目	喜右衛門借家				浪人	義絶之倅	
3	安太郎	×				海士郡	延時村		百姓	倅	追放立帰り
4	穂之丞	×						六番取	御中間	義絶之弟	
5	豊七	×	元			那賀郡	粉川村		百姓	倅	
6	浅七	×	元			伊都郡	吉原村		百姓	出生	
7	とみの	×				海士郡	小雑賀村		百姓	義絶之倅	
8	菊五郎	×						下屋敷御小姓方	陸尺助		
9	万藏	○				日高郡	和田浦		百姓	倅	
10	要藏	○		南新内	山東屋武兵衛借家				町人		
11	幸八	○		裏町	楠之右衛門同居				町人		
18	専藏	×	元			西名草	大野中村		百姓	義絶之倅	追放立帰り
19	綱五郎	×									追放立帰り
20	長藏	○		湊浜ノ丁	有田屋新助借屋				町人		
21	岩吉	×		湊御小人町	ひで借屋				町人	倅	追放立帰り
22	長之助	○		安養寺屋敷	せん借屋				町人	倅	
24	元五郎	×	元			名草郡	八軒屋		百姓	倅	出奔 ※1
25	六太郎	○		裏町	池田屋安兵へ借屋				町人		
26	房松	×	元			名草郡	鳴神村		百姓	倅	
27	友藏	×	元			有田郡	湯浅村		百姓	出生	追放立帰り
28	善次(郎)	×				那賀郡	曾谷村		百姓		追放立帰り
29	観雅	×				名草郡	中之島		明見寺	元弟子	
30	<sup>(十)</sup> 重次郎	○				伊都郡	東家村		百姓	弟	
31	定七	×				伊都郡	大野村		百姓	倅	
32	次兵衛	×	元			有田郡	箕嶋村		百姓	出生	追放立帰り
33	専藏	×	元			西名草	手平村		百姓		追放立帰り
35	源之助	×		西紺屋町					町人	義絶之倅	追放立帰り

近世社会解体期の「牢舎者」と「無宿」

36	袖助	○					四番部屋	御中間		
37	(徳)健藏	○					式番部屋	御中間		
38	半次郎	×	元		名草郡	沖ノ村		百姓	倅	
39	惣次郎	×	元		有田郡	広村		百姓	倅	出奔
43	林藏	×			日高郡	榎川村		百姓		倅
44	久七(房松)	×	元		名草郡	鳴神村		百姓		倅
46	新矢元良	○						奥坊主		
47	新藏	×	元		名草郡	栗栖村		百姓		郡追放立帰り
48	周藏	○					下屋敷油方	陸尺助		
49	良藏	○					下屋敷油方	陸尺助		
50	宇兵衛	○					下屋敷油方	陸尺		
51	長藏	○					下屋敷油方	陸尺助		
52	才次郎	○					下屋敷油方	陸尺		
53	(重)十吉	×								追放立帰り
54	庄吉	○			海士郡	加太浦		百姓		
55	友右衛門	○			海士郡	加太浦		百姓		
56	利吉	○			海士郡	加太浦		百姓		
57	助九郎	○			海士郡	加太浦		百姓		
58	三右衛門	○		鷺森	嘉十郎かし家			町人		
59	忠藏	○		北町三丁目	勘左衛門かし家			町人	倅	
60	忠兵衛	○		鷺森	源兵衛かし家			町人		
61	為右衛門	○		岡領丁	十藏かしや			相撲取		
62	九右衛門	○		畑屋敷丁	惣次郎支配之家		御持弓同心	浪人		
63	久兵衛	○		船大工町	吉次郎支配之かし家			町人		
64	忠兵衛	○		岡領丁	文藏支配之かし家			町人		
65	吉右衛門	○		岡領丁	文藏支配之かし家			町人		
66	徳兵衛	○		岡領丁	次助支配之借屋			町人		
67	富士右衛門	○		岡領丁	十藏借屋			町人		
73	乙吉	×	元		奥熊野	木ノ本村		百姓	倅	
74	十次郎	×	元		越後頸城郡	関山村		百姓	倅	追放立帰り
75	文藏	×	元		尾州海東郡	津嶋村		百姓		
76	四ノ宮長七	×			海士郡	加太浦		百姓 ※2		追放立帰り
77	槌之丞	×	元		海士郡	塩屋中筋		百姓	倅	
79	林藏	○					式番部屋	御中間		
82	文吉	○		岡領丁				町人		
83	善藏	○		新通老丁目				町人		
84	吉右衛門	○		新通老丁目				町人		
87	庄兵衛	×	元		西名草	大野中村		百姓	倅	追放立帰り
88	直之助	×	元	岡領丁				浪人	倅	
89	広吉	×	元		越中富山			浪人	倅	
90	利兵衛	×	元		上那賀	粉川村		百姓		
91	伊太郎	○		吹上	橋本七右衛門			町人		
93	丈助	×	元				御先手	同心		
94	小兵衛	×			勢州飯野郡	七見村		百姓	義絶之倅	
99	文吾	×								追放立帰り
101	やゑ	×		予州	伊予松山	徳能村		百姓		
102	万吉	×	元		和州			?		
103	音次郎	×	元		那賀郡	宮村		百姓		

※1 「当時海士郡湊領御膳松畑小屋」

※2 「御水(主脱カ)」とも記されている。

**(3) 出身の身分**

第2表中央の六つの欄は、入牢者の肩書記載にある本人または親兄弟等の居所、帰属集団等を整理したものである。左2欄は城下町の帰属する又はかつて帰属した町、および借家家主名、次の2欄は村方の場合の郡名・村名、次の欄は武家奉公の場合の帰属集団等、その右欄は左の記載をふまえて、筆者が武家・同奉公人、町人、百姓、寺院家来、浪人に分類した、本人または親・兄の身分を記した。いうまでもなく、義絶され、無宿となった入牢者の身分は、元の身分、または親・兄の身分に関わりを持たない。

まず居住地区別でみると、城下町の町名の町屋・借家等に住むか、住んでいたと記されている者は23人であり、番号11・91を除いて21人は全て借家住まいである。後に触れる「浪人」(元武家、同奉公人)もこの借家に住んでいる場合が多い。一方、紀州藩領の郡部在方に居住するか、居住していたと記されている者は32人である。第3表は村々の内訳を示したものであるが、城下に隣接する名草郡・海士郡の村々が相対的に多い。同時に遠い牟婁郡東部(奥熊野)も1人存在し、中間の郡部からも若干の入牢者があった。入牢は城下ばかりでなく、遠郡からもあったことが注目される。さらに他国6ヶ国の者が入牢しているということは、多くの他国の人々および無宿が紀州に来ていたことを物語る。熊野参詣、三十三所観音信仰などと関係がある。その中に入牢する事態に出会う者もあったのである。

**第3表 入牢者の出身地**

郡名等	人数	%
名草 * 1	9	29.0
海士 * 2	8	25.8
那賀	4	12.9
伊都	3	9.7
有田	4	12.9
日高	2	6.5
牟婁(奥熊野)	1	3.2
小計	31	100.0
他国	6	
伊勢	1	
大和	1	
尾張	1	
伊予	1	
越中	1	
越後	1	

\* 1 西名草を含む。

\* 2 上那賀を含む。

ついで、身分別について整理すると、第4表のような結果が出た。気がつく点は、百姓身分が最も多いことである。城下に居住する武家・同奉公人と町人を合わせても、40%程度で、城下に位置するが、岡の牢屋は藩領全体の牢として機能していることがわかる。多くはないが、下級の武家(同心)や武家奉公人もここ

に入牢していることは注意すべき事柄であろう。ちなみに百姓身分に区分したが、加太浦の5人はおそらく藩の船手方に属する水主と見られる。

**第4表 入牢舎の身分**

身分称	人数	%
武家奉公人	11	14.5
町人	20	26.3
百姓	36	47.3
寺	1	1.3
浪人	4	5.3
不明	4	5.3
合計	76	100.0

以上、文化8年(1811)と同9年の牢舎者扶持方控帳の入牢者に関する記載から、19世紀初頭期の入牢者の出身地や身分について検討してきた。その要点は、i) 無宿が拡大する処罰構造があり、無宿は宿持より多いという傾向を見せつつあった。ii) 入牢者の半分近くは郡部の出身者であった。都市(城下町)附属の牢屋ではなく、藩政、藩の刑罰制度とかかわり、藩領の処罰者、吟味対象者を収監した。iii) 入牢者の入牢期間は、過半は4ヶ月以内の短期間の拘留であった。ただし1年以上の長期拘留も少しは見られ、ごく一部牢腐れ(永牢処分)もあった。

**むすびにかえて**

先稿では、文政11年(1828)「牢舎名前出入帳」(牢552)の分析と、天保年間の仮手形帳(牢番頭家文書)を用いた概括的な分析を行って、19世紀前半期における入牢者の増大、郡部入牢舎の割合の高さ、無宿者の増大等を指摘した。<sup>(13)</sup>本稿では、その事例より20年近く以前の事例を検討したが、先の指摘とほぼ同じ傾向を確認できた。則ち、1810年代において、後で顕著となる傾向は生じていたのであり、1820年代末、30年代の端緒的傾向が生じていたとまとめることが出来る。

今回、入手することが出来た文化9年「牢舎者御扶持方手形控帳」(京大本)に綴じ合わされていた天保8年(1837)西10月の「牢舎者扶持米帳」には、合計208人の入牢者の人名が書き出されている。その数の増大には目を見張るものがあるが、就中無宿は163人で、全体の78%を占める。

紙幅をすでに超えているので、天保年間の全面的分析は、後の課題としたい。

**注**

(1) 拙稿「近世身分社会の牢と牢番役」(『紀州経済史文化史研究所紀要』第33号、2012年12月発行)。紀州徳川家藩領の牢番頭仲間については拙著『近世身分社会の仲間構造』(2011年10月、部落問題研究所刊)参照のこと。

(2) 2013年1月25日、京都大学大学院法学研究科図書館で撮影した。



- (3) 関西学院大学図書館および法制資料室の所蔵。前者については1980年に和歌山大学紀州経済史文化史研究所が作成したフィルム・紙焼きを利用した。後者については紀州藩牢番頭家文書編纂会(和歌山人権研究所内)の所蔵紙焼き・フィルムを利用した。
- (4) 藤田覚「一九世紀前半の日本—国民国家形成の前提—」(『岩波講座日本通史 第15巻 近世5』1995年5月)、倉地克直『日本の歴史 江戸時代／十八世紀 徳川社会のゆらぎ』(小学館、2008年11月)参照。本稿では19世紀初め頃を画期として体制と社会が変容すると考えている。
- (5) 牢番頭家文書編纂会の整理番号1372(以下「牢1372」と表記する)。近々刊行予定の『牢番頭仲間役と生活』(清文堂出版)に収録。
- (6) 「九月份」以降の内容は出牢に伴う措置である。通例翌月分を前もって申請するが、扶持米は男1日5合で、9月は月の月(30日)ゆえ9月分は米1斗5升が事前申請されていた。これを取り消したということである。
- (7) 和歌山県立文書館所蔵「系譜」(1486)によると、3代目植島立右衛門喜之は寛政12年(1800)9月23日「伝法御蔵奉行被仰付」、文化13年(1816)同役を免ぜられ、「払方御金同心」となった。
- (8) 第1丁には「京都帝国大学図書之印」(朱印角印)「京大法律法制研究室蔵」(二重矩形印)、および京都帝国大学の校章をデザイン化した受入印(楕円形)が押印されている。受入印の日付は「昭和11. 12. 10」番号は「591436」である。おそらく昭和11年(1936)の12月に、京都帝国大学の法理法制研究室が購入等により入手し、所蔵資料となったのであろう。なお、末尾裏表紙左下にペン書きで「村井治郎吉 ¥5.00」と記され、スタンプ印「入」が押印されている。全体を綴った紙綴りは新しく、表紙部分の綴じ方と異なっているので、村井治郎吉(古書店か)や、5円の記載は全体に関わると断定できないが、(新しい紙綴りは京大が入手後の補修であって、古い紙綴りによる三冊合冊が入手当初よりなされていた可能性もあり)三冊合冊の古文書を京大が購入したのではないかと推測しておく。表紙には「登録書名 紀州藩牢舎者御扶持方手形控帳」 「591436 紀州藩牢舎者御扶持方手形控帳」と記された二つの紙片が貼付されているが、これは京大が入手時以降に貼付したことは明らかである。
- (9) 書き出された人名が197名(10月朔日時点では185名)で、天保9年(西)の「牢扶持仮手形控帳」(牢1382)の9月申請10月

分には166人の入牢者名が書き出されている。両者を比較すると過半の人名が一致するのでこの2冊目の年代は天保8年(1837)西歳と推定される。文化10年西歳ではない。

- (10) 文政4年(1821)の「系譜」(11526)によると、久田幸之右衛門は文化2年(1805)閏8月10日に「西郷番右衛門組 町与力被仰付」れ、同12年12月12日に小十人小普請へ転じた。文政5年の「系譜」(15220)によると吉川弁七郎は文化4年正月26日に「豊嶋五郎左衛門組 町与力被仰付」れ、同10年3月2日以下小普請へ転じた。今井六郎兵衛は「親類書」(1296)によると文化7年3月「町与力」とある。西村専助・林勘右衛門はそれぞれ文化5年・同6年に父が「町奉行組」であった(「親類書」10780、「親類書」11407)。
- (11) 仮手形には入出の日付は記されていない。精算のための本手形に記された日付を記入したが、本手形は書写されていない月が相当多くあり、その場合は▽印は付されない。なお、入牢者書き出しに扶持を食べた期間が記される場合もあるので、総合的に判断した。
- (12) 前掲注(1)拙稿p. 3、p. 28。
- (13) 前掲注(1)拙稿参照のこと。使用した仮手形控帳は牢番頭家文書の、牢407~411、413~415、1374、1376、1380~1382。

## 追記

本稿をなすに当たって、所蔵機関である京都大学大学院法学研究科図書館から「牢舎者御扶持方手形控帳」の閲覧・撮影の機会を得たことは幸いであった。その成果として史料価値の確定、史料の分析が果たせた。同研究科の閲覧・撮影の許可に、対し心からの謝意を表したい。あわせて労をとって頂いた方々にも御礼申し上げます。

また、以前より利用している牢番頭家文書の所蔵機関である、関西学院大学図書館・同大学法学研究科法制資料室をはじめ、史料閲覧に便宜を供して頂いた関係各位に改めて御礼申し上げます。

本稿は、平成23年度科学研究補助金(基盤研究C(一般)課題番号22520671)「近世賤民制解体過程の研究—畿内・近国を中心に—」の研究成果の一部である。